

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成27年10月4日 15時20分ごろ
発生場所	秋田県由利本荘市西方沖 松ヶ崎灯台から真方位264°19海里付近 （概位 北緯39°28.2′ 東経139°38.6′）
事故の概要	貨物船第五拾五勝栄丸は、北進中、端艇甲板に積載した車両及び作業船に火災が発生した。
事故調査の経過	平成27年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第五拾五勝栄丸、431トン 132308、株式会社水嶋海事工業、水嶋運輸株式会社 64.14m×12.00m×6.00m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成5年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和58年10月3日 免状交付年月日 平成27年5月14日 免状有効期間満了日 平成32年9月16日 航海士 男性 50歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成5年7月14日 免状交付年月日 平成25年4月24日 免状有効期間満了日 平成30年7月13日
死傷者等	なし
損傷	車両及び作業船に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約13～15m/s、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約2～3m
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、次の作業に従事する目的で、北海道函館市函館港に向けて平成27年10月4日06時30分ごろ新潟県新潟港西区を出港した。

航海士は、11時00分ごろから、‘端艇甲板右舷船尾部に置かれたドラム缶’（以下「本件ドラム缶」という。）で船内において発生した段ボール等のごみの焼却を開始し、12時00分ごろ本件ドラム缶の中を見てほぼ火が消えたと思い、本件ドラム缶に蓋をして居室に戻った。

本船は、北西方からの波を受けて横揺れを繰り返す状況下、船長が、14時00分ごろから船橋当直につき、端艇甲板に積載した車両が横揺れにより固縛が緩んで移動するのではないかと思い、大きく横揺れした際に操舵室右舷船尾側の窓から後方を見ていた。

本船は、由利本荘市西方沖を北進中、15時20分ごろ、船長が、後方を見たとき、端艇甲板右舷船尾部付近に黒煙を認めた。

船長は、船橋内の階段を使用して1段下の端艇甲板に向かい、居室で休息していた航海士及び機関長に火災の発生を知らせ、操舵室に戻って横揺れを少なくする目的で船首を北西に向け、主機の回転数を減じ、海上保安庁に本事故の発生を通報した。

機関長は、廊下に出て左舷船尾側のドアを開けて船尾方を見たところ、車両及び作業船が炎を出して燃えていることを認め、付近に置かれていた持運び式消火器を使用して消火を試みたが鎮火せず、消火ホースの準備に取り掛かった。

航海士は、機関室に入って消火ポンプを兼ねた雑用水ポンプを始動した後、端艇甲板船尾部に上がったところ、本件ドラム缶が転倒していることを認めた。

本船は、機関長及び甲板員1人が右舷側ウイングから、航海士及び別の甲板員1人が端艇甲板船尾部からそれぞれ消火ホースにより放水を行い、16時00分ごろ鎮火した。

本船は、自力で秋田県秋田船川港に入港した。

(図1、写真1、写真2参照)

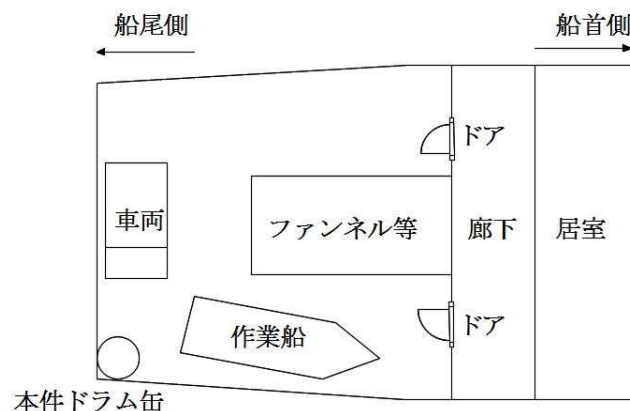

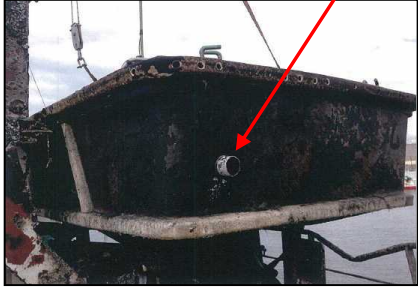


図1 端艇甲板配置図

	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 焼損した車両</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 焼損した作業船</p> </div> </div>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、端艇甲板の中央にファンネル等が、右舷側に作業船が船首を前方に向けた状態で、後部に買い物などで使用する車両が前の部分を右舷側に向けた状態で、また、右舷船尾部に本件ドラム缶が置かれていた。</p> <p>本件ドラム缶は、乗組員の日常生活で発生する生活ごみを焼却するもので、煙突の付いた蓋があり、台の上に置かれ、上部を針金でハンドレールに固定されていた。</p> <p>本船は、船内で発生した生活ごみを、陸揚げが可能な港において処分していたが、陸揚げできない場合には本件ドラム缶で焼却していた。</p> <p>本船は、停泊した港における買い物用の車両を燃料油が入った状態で積載していたが、危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める危険物運送適合証を取得していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、由利本荘市西方沖を北進中、船体の横揺れによって本件ドラム缶を固定していた針金が切れるなどして本件ドラム缶が転倒し、燃焼中のごみが甲板上に散乱したことから、ごみの火が付近に積載していた車両及び作業船に燃え移り、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>本件ドラム缶は、航海士が、中を見て焼却していたごみの火がほぼ消えたと思って居室に戻ったが、火が完全に消えていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、由利本荘市西方沖を北進中、船体の横揺れによって本件ドラム缶を固定していた針金が切れるなどして本件ドラム缶が転倒し、燃焼中のごみが甲板上に散乱したため、ごみの火が付近に積載していた車両及び作業船に燃え移ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 船上において、ドラム缶でのごみ焼却は行わず、ごみを陸揚げ処分することが望ましい。・ 船舶の揺れ等で移動する可能性がある物品については、確実に固縛しておくこと。・ 車両を搭載する際は、燃料タンクを空にするか、危険物運送適合証を取得すること。
--	---